

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、私は、実家のある市において交付された年金手帳と領収証書を所持しているため、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間②については、私が会社を退職した昭和 60 年 1 月頃に国民年金の手続きを行い、当時居住していた区の出張所で保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された領収証書には領収印が無いことから、当該領収証書については国民年金保険料を納付したことを示す資料とは認められないものの、申立人から提出された実家のある市で交付された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和 56 年 3 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間①の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立期間①の保険料を納付したとする申立人の父親の手帳記号番号は、昭和 36 年頃に夫婦連番で払い出されており、夫婦共に申立期間を含めて国民年金制度が発足した同年 4 月からそれぞれが厚生年金保険に加入するまでの期間（父親は 60 年 8 月まで、母親は 56 年 3 月まで）の保険料を全て納付していることから、父親の納付意識は高かったと認められる。

さらに、父親は、申立期間①当時は集落の集金人に保険料を納付していたので、申立人の保険料も納付したと思うと説明しているところ、申立人の実家のある市は、平成 13 年度まで各集落の自治会で保険料を集金していたことを示す資料が

存在すると回答している。

- 2 一方、申立期間②については、申立人は、昭和 56 年 4 月に就職した際に交付された年金手帳を持参して、60 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、同手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その直近の第 3 号被保険者の該当処理日から平成 8 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 60 年 1 月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録により、申立期間②の国民年金被保険者資格得喪記録は、平成 8 年 4 月 22 日に記録追加されていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の場所及び保険料の納付額に関する記憶が明確ではなく、申立期間②の保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 49 年 12 月に国民年金に加入し、51 年 10 月に付加保険料の申出を行い、納付期限に遅れないように国民年金保険料を納付していた。申立期間中の 55 年 11 月に転居したが、申立期間の保険料は転居前に納付し、申立期間後の保険料は転居先で納付した。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が昭和 49 年 12 月 13 日に国民年金に任意加入し、51 年 10 月 28 日に付加保険料の申出を行っている旨が記載されており、申立人は申立期間を除き当該任意加入以降、第 3 号被保険者に該当するまでの国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 3 か月と短期間で前後の保険料は納付済みであり、申立期間の直前までの付加保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間の保険料を転居前の居住地で納付してから転居したと述べており、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出簿備考欄には、転居先の市名及び申立期間の納付期限である昭和 56 年 1 月よりも後の同年 2 月 19 日の記載があることから、申立期間の付加保険料を含む保険料の納付書は転居前の区で作成して申立人に送付されていたと推定され、申立人は転居前に申立期間の保険料を納付することが可能であったと推認できる上、申立人が所持する領収証書から、申立期間直後の保険料を転居先で同年同月 25 日に納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、口座振替で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は転居したために口座振替では納付することができなかったかもしれないが、納付書が送付されてくれば納付書で納付したはずである。申立期間の保険料だけ納付しなかったとは思えない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き昭和 50 年 4 月以降、61 年 4 月に第 3 号被保険者に該当するまでの国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、昭和 59 年 7 月に転居していることが戸籍の改製原附票で確認でき、オンライン記録から、申立人は当該転居前の住所地で申立期間の保険料の納付書入手し、申立期間の保険料を納付することを約束したことが確認でき、申立期間の保険料の納付意思があったことが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和55年7月から同年9月まで

私(申立人の妻)は、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。現在所持している夫(申立人)の年金手帳の余白には、申立期間の保険料を納付した記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年1月頃に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である上、申立人の年金手帳の余白には、申立期間を含め保険料が納付済みであることがうかがえる記載が確認できる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻の申立期間に係る保険料は納付済みと記録されていることを踏まえると、申立期間の保険料については、申立人の妻が納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 22 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社に係る「給料支払明細書 16 年前期分賞与」及び「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年1月から同年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年1月までは18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成5年10月及び同年11月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年2月4日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書において確認できる報酬額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは34万円、同年10月から5年3月までは36万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、遡って4年10月の定時決定が取り消され、同年10月から18万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成5年4月30日以降にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した17人のうち16人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同年4月30日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月4日）と同日付けで、申立人の標準報酬月額について、平成4年10月及び5年10月の定時決定が取り消され、遡って4年1月から6年1月までの期間が8万円に減額訂正されており、上記17人のうち11人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同年2月4日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社の総務担当役員は、時期は覚えていないが、厚生年金保険料の滞納があったと回答している上、同社の社会保険料の口座振替指定金融機関の預金口座元帳により、申立期間において社会保険料が引き落とされた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、上記訂正処理日である平成5年4月30日及び6年2月4日において取締役であることが確認できず、複数の従業員が、申立人は板金担当で社会保険事務には関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月30日付け及び6年2月4日付けで遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年1月から同年9月までは34万円、同年10月から5年9月までは36万円、同年10月から6年1月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成5年10月から6年1月までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によると、上記遡及訂正処理日である5年4月30日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において18万円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額は34万円であると主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年12月及び6年1月について、申立人は事業主から給与の未払証明書を交付されており、当該期間の保険料控除が確認できず、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当

該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年1月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは32万円、同年10月から6年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年2月4日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の26万円より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年9月までは26万円、同年10月から5年3月までは32万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、遡って4年10月の定時決定が取り消され、同年10月から14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成5年4月30日以降にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した17人のうち16人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同年4月30日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月4日）と同日付けで、申立人の標準報酬月額について、平成4年10月及び5年10月の定時決定が取り消され、遡って4年1月から6年1月までの期間が8万円に減額訂正されており、上記17人のうち11人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同年2月4日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社の総務担当役員は、時期は覚えていないが、厚生年金保険料の滞納があったと回答している上、同社の社会保険料の口座振替指定金融機関の預金口座元帳により、申立期間において社会保険料が引き落とされた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、上記訂正処理日である平

成5年4月30日及び6年2月4日において取締役であることが確認できず、複数の従業員が、申立人は機械部品加工・機械組立担当で社会保険事務には関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月30日付け及び6年2月4日付けで遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年1月から同年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは32万円、同年10月から6年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年1月までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によると、上記遡及訂正処理日である5年4月30日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において14万2,000円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額は26万円であると主張しているが、申立人は当該期間の給与明細書等を所持していない上、事業主は当時の記憶がほとんど無く、事業所における社会保険事務の取扱いについて回答を得ることができず、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年1月5日、資格喪失日が21年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和58年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成21年1月31日から同年2月1日まで

年金事務所で年金記録の確認をしたところ、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、平成21年1月31日であることを知った。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与支払報告書及び平成21年分給与所得の源泉徴収票並びに同社の説明から判断すると、申立人は、同社に同年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、上記給与支払報告書により、申立人の申立期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は16万円であるが、給与

支給総額に見合う標準報酬月額が12万6,000円であることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年2月27日に事業主が当時の事務手続を誤ったとして資格喪失日に係る訂正届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る21年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年9月1日であったと認められることから、申立期間①の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは80円、同年4月から同年6月までは90円、同年7月から22年5月までは330円、同年6月から同年8月までは200円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本店における資格取得日に係る記録を昭和38年5月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年9月1日まで
② 昭和38年5月6日から同年6月28日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和17年9月15日から47年5月まで継続して勤務しており、途中で退職したことはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の後継会社であるB社から提出された申立人に係る職歴証明書から、申立人が、当該期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社本店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人の同社本店に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同日付けで喪失しているものの、同日よりも前

から団体郵便年金に加入していることが確認できることから、同日付けで厚生年金保険が適用除外となされたものと認められる。

さらに、日本年金機構から提出された団体郵便年金制度、厚生年金保険法に係る資料等によれば、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われている上、厚生年金保険被保険者台帳等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和 22 年 9 月 1 日を限度として資格喪失年月日を定め、厚生年金保険の被保険者期間と認めることが記載されている。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、昭和 19 年 10 月から 21 年 3 月までは 80 円、同年 4 月から同年 6 月までは 90 円、同年 7 月から 22 年 5 月までは 330 円、同年 6 月から同年 8 月までは 200 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記職歴証明書、申立人の二女が保有しているA社の人事通知書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和 38 年 5 月 6 日に同社C部から同社D支店に異動）していることが確認できる。

また、B社人事部は、申立期間②当時、A社における海外勤務者については、勤務者・扶養家族の現在及び将来のことを考慮し、同社本店で健康保険及び厚生年金保険に加入させ、その保険料を控除する取扱いを行っていた旨の供述をしている。このことについては、申立人が勤務した同社D支店に申立期間②前後に勤務していた経歴を持つ従業員 3 名を含む同社海外勤務者 11 名の被保険者記録を確認したところ、いずれの者も海外に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日を昭和 38 年 5 月 6 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の同社本店における同年 6 月の社会保険事務所の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したものと考えるとしているが、人事記録及び申立人の二女が保有している申立人の旅券（パスポート）によると、申立人は、昭和 38 年 4 月 11 日にA社C部から同社D支店への転勤辞令を受けた後、同年 5 月 5 日にE国に入国しており、当該入国日である同年 5 月 5 日は社会保険事務所（当時）では知り得ない日付であることから、同社C部の事業主が当該入国日の翌日を申立人に係る資格喪失日として届け出たもの

と考えられること、また、申立人の同社本店における資格取得日は同年6月28日となっているところ、申立人以外の16名が同日付けで同社C部から同社本店に転籍となっており、申立人の資格取得日に係る届出についても当該16名の資格取得届に合わせて行われたものと考えられることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和37年10月30日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間とも継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された申立人に係る当該期間の勤務についての回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年9月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る当該期間の勤務についての回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年11月1日に同社D工場から同社E工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和37年9月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①について、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を昭和36年9月1日として届け出るべきところを誤って同年8月31日と届け出たとし、また、申立期間②について、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を37年11月1日として届け出るべきところを誤って同年10月30日と届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る36年8月及び37年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和27年8月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D工場における資格取得日に係る記録を昭和27年10月13日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月30日から同年9月14日まで
② 昭和27年10月13日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、定年退職までの間、支店間の異動はあったが、途中で退職等をした覚えは一切無く、継続して同一会社において勤務していたにもかかわらず、未加入期間が生じているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社から提出された職歴台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和27年8月30日に同社E工場から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和27年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管する「社会保険厚生年金整理台帳」によると、同社B支店における申立人に係る資格取得日は昭和 27 年 9 月 14 日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社から提出された職歴台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 27 年 10 月 13 日に同社B支店から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和 27 年 12 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から同年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から同年10月まで

私は、昭和58年2月に会社を退職する際、失業中で国民年金保険料を払うお金が無かったので、区役所に電話で相談したところ、免除制度があるので申請するように言われ、申請書を送ってもらい、必要事項を記入して郵送した。現在は所持していないが、免除になったとの書類が届いたと思うので、申立期間の保険料が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、平成2年10月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、制度上、申立期間に係る免除申請手続を行うことができない。

また、申立人は、昭和48年9月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期及び申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 54 年 3 月までの期間、59 年 4 月から同年 6 月までの期間、平成 2 年 4 月から同年 12 月までの期間、3 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
③ 平成 2 年 4 月から同年 12 月まで
④ 平成 3 年 4 月及び同年 5 月

私は、結婚直後の昭和 53 年 5 月頃に社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した場所は定かではないが、過去の未納であった期間の保険料と前納できる期間の保険料を 1 回で納付したはずである。その後は、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、婚姻直後の昭和 53 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人から提出された年金手帳の国民年金の記録欄には、初めて被保険者となった日が昭和 53 年 1 月 1 日、被保険者でなくなった日が 54 年 2 月 19 日、その次に被保険者となった日が同年 6 月 1 日と記載されていることから、申立期間①のうち 52 年 12 月、54 年 2 月及び同年 3 月は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、上記年金手帳に記載されている手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和 54 年 7 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間①のうち 53 年 1 月から 54 年 1 月までの保険料は過年度納付するこ

とが可能であるが、申立人は、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が明確ではない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人は、昭和 53 年 5 月に婚姻してからは夫婦二人分の保険料を納付していたが、家計の都合で保険料を同時に納付しなかったときもあったと説明しており、オンライン記録上も、これらの申立期間が属する各年度の保険料は全て過年度納付されていることから、当該年度に係る保険料の納付が必ずしも順調ではなかったことが推察される上、複数の年度において行政の保険料納付に係る事務処理がいずれも誤っていたとは考え難い。

3 このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から52年12月まで
私の妻は、私と結婚するに当たり、私が国民年金に加入していないことを知り、私の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和54年12月11日に住民登録をした区において払い出された手帳記号番号であること、及びその払出簿の払出年月日が55年1月10日となっていることから、同年1月頃に払い出されたと推認でき、同時点は第3回特例納付実施期間中であることから、申立期間の国民年金保険料は特例納付及び過年度納付により納付することが可能であったものの、申立人の保険料を納付したとする妻は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付場所に係る記憶が明確ではなく、遡ってまとめて納付した金額は何十万円であったと説明することどまっている上、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 50 年 12 月まで
私の母は、昭和 49 年 7 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、52 年 2 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間のうち 49 年 7 月から同年 12 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、昭和 49 年 7 月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年9月まで

私の母は、私が大学を卒業した昭和48年4月から国民年金保険料を納付してくれていた。しばらくしてから私は、母から渡された保険料の領収証書の束と年金手帳を持ち、手帳の手続のため役所へ行った。役所で手続を終えた後の手帳には、それまでの納付記録についての記載が無かったため役所の職員に確認したところ、「あなたの領収証書を確認して、初めて被保険者となった日に昭和48年4月1日と記載したから大丈夫です。」と言われたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和51年11月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、国民年金手帳の記号番号払出簿では、当該記号番号が52年1月20日付けで払い出されていることが確認できる。

また、申立人の所持する領収証書からは、申立人は、当該加入手続時点で国民年金保険料を納付することが可能であった申立期間直後の49年10月から52年3月までの期間の保険料を51年11月25日に過年度納付及び現年度納付により納付していることが確認できるが、当該納付時点及び前述払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であった。

さらに、申立人は、母親から保険料の領収証書と年金手帳を渡され、その領収証書をもって年金手帳の手続をした、手帳に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和48年4月1日」は、申立期間の保険料を納付していたことの証である旨述べているが、当該記載は国民年金の強制加入被保険者となるべき時期を示すものであり、保険料納付の始期を特定するものでないこと、申立人が所持する手帳には

上記手帳記号番号が記載されている上、申立人は、申立期間当時に別の手帳を所持してはいなかったと述べていることなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であるほか、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から53年4月まで

私は、母が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付したと言っていたことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年4月17日に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は当該任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付するためには、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、同年4月に払い出された手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳を1冊所持している以外に年金手帳を所持したことはなく、母親から年金手帳を渡された記憶も無いと述べているなど、申立期間の保険料を納付することが可能な時期に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで
私は、勤めていた会社を退職し、昭和56年4月に国民年金に任意加入した。以後は、国民年金保険料は夫の金融機関口座から振替で納付していた。59年3月に転居した際の国民年金の住所変更手続及び口座振替の手続は夫が行ってくれた。私も夫も任意加入をやめる手続を行った記憶は無く、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が所持する年金手帳にも、被保険者でなくなった日として申立期間当初の昭和60年8月1日の記載が確認できる。

また、申立人及びその夫は、国民年金の任意加入の資格喪失手続を行った記憶は無く、申立期間の保険料を口座振替で納付していたと述べているものの、オンライン記録では、申立期間直後の昭和61年4月1日の第3号被保険者資格取得の事務処理日は62年2月12日であることが確認でき、申立期間から当該事務処理日までの期間が加入期間とされ保険料の口座振替が行われていたならば、61年4月から当該処理日までの保険料が還付されることになるが、当該期間の保険料が還付された記録は確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から61年3月まで

私は、私の父に勧められて結婚を契機に国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。出産前の昭和56年2月に実家に戻ってからは、私の母や妹の保険料と一緒に3人分の保険料を納付していたこともあったと思う。また、海外に出国していた期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、父が私の代わりに納付してくれていたはずである。母や父の勧めで国民年金に加入した妹が、国民年金加入当初から付加保険料を含む国民年金保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年6月12日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことにより払い出されており、申立人が所持する当該手帳記号番号が記載された年金手帳及び同年8月から居住していた市の国民年金被保険者名簿では、付加保険料の申出記録は確認できない。

また、申立人は、任意加入手続時、その後に転居した上記市及び実家所在地の区において付加保険料の申出に関する記憶は明確でない上、申立期間のうち自身で保険料を納付していたとする期間の納付金額に関する記憶も明確ではない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を取得した昭和55年6月から56年3月までの期間の保険料の納付金額が記載された記録があり、当該納付金額は当時の定額保険料と一致するほか、申立人は、申立期間のうち56年3月分の保険料を重複納付したため、同年6月30日に当該月の定額保険料3,770円のみが還付決議されていることが「還付整理簿」及び「還付・充当・死亡一時金等リスト」で確認できる。

加えて、海外在住期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明であるほか、申立人及びその父親が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人及びその父親が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年10月まで

私は、20歳になった平成8年*月頃に国民年金に加入し、学生であったため国民年金保険料の免除申請を行い、卒業した11年3月まで申請免除期間として継続したはずである。申立期間が申請免除期間ではなく保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る免除申請を大学を卒業するまで行っていたと主張しているが、免除申請手続については、年度ごとに手続が必要であったことを知らなかったとし、申立期間に係る免除申請の回数及び手続を行った時期等に関する記憶が明確ではない。

また、申立期間直前の平成8年11月から9年3月までの申請免除期間については8年12月10日に、申立期間直後の10年11月から11年3月までの申請免除期間については10年12月28日にそれぞれ免除申請を行っていることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間に係る免除申請については確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年6月までの期間、61年4月から62年12月までの期間、平成元年4月から同年10月までの期間及び13年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から51年6月まで
② 昭和51年7月から56年6月まで
③ 昭和61年4月から62年12月まで
④ 平成元年4月から同年10月まで
⑤ 平成13年5月

結婚前は、私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してくれていたはずである。結婚後は、私が何月分かの付加保険料を含む保険料を納付書で納付した後は、口座振替で納付していた。数年ほど前納で納めていたが、その後は毎月納付していた。夫が会社を退職し、開業した昭和61年からは夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。口座振替で保険料が引き落とされない時には納付書で保険料を納付していたこともあった。申立期間①、③、④及び⑤の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年7月に任意加入被保険者の資格を取得したことにより払い出されており、この払出時点では、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親からは聴取することができないため、当時の状況が不明である。

申立期間②については、申立人は、婚姻後すぐに居住している区から納付書が送られてきたとしているが、当該期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無い

としているほか、申立人が現在所持する年金手帳では、国民年金の被保険者資格を昭和51年7月26日に喪失し、当該期間直後の56年7月22日に国民年金の任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

申立期間③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料は未納であるほか、申立期間④については、申立人及びその夫は当該期間直後の平成元年11月から2年3月までの期間の保険料を3年12月20日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間⑤については、申立人が夫婦二人分の保険料を口座振替で利用していた金融機関の「普通預金取引推移一覧表」では、当該期間の保険料が引き落とされている記録は確認できない上、平成14年6月14日に、申立人及びその夫に対して納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この納付書作成時点で過年度納付することができる当該期間の納付書が作成されたものと推認でき、当該納付書作成時点は国に収納業務が一元化された14年4月以降であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成元年10月まで
私は、20歳の時(昭和61年*月)に私の父と一緒に国民年金の加入手続きを行い、父から借りたお金で市役所支所の窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に申立人の父親と一緒に国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年12月頃に払い出されており、申立人はこの頃に加入手続きを行ったものと考えられ、申立内容と符合しない上、申立人は、上記手帳記号番号払出時点で納付可能であった申立期間直後の元年11月及び同年12月の国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、現在年金手帳を1冊のみ所持しており、当該手帳には、平成2年6月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の記号番号と、上記手帳記号番号が記載されており、申立人は当該手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無いとしているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間は厚生年金保険の加入期間となっているが、船員保険に加入していたはずであるので、調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人は申立期間に陸上の工場勤務であった。」と回答しており、同社が平成 21 年 7 月 21 日付けで申立人宛てに送付した「職種変更」と題する文書には、「B丸より下船のため、平成 21 年 8 月 1 日をもって職種変更とする。勤務場所は、Cセンター。保険は、船員保険から陸上保険に切り替え（8/1付）。」旨記載されている。

また、A社から提出された「作業経歴」には、平成 21 年 8 月 3 日から同年 10 月 30 日まで、Cセンターの工場員として勤務した旨記載されているとともに、同センターの出勤簿には、当該期間の勤務が記録されており、申立期間は陸上勤務であったことが確認できる。

さらに、A社は、申立期間は申立人を厚生年金保険の被保険者として届け出たと回答しているところ、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届から、同社が、申立人の資格取得日を平成 21 年 8 月 1 日、資格喪失日を同年 11 月 1 日として届け出たことが確認できる上、当該資格喪失届の備考欄には、「H21. 11. 1 船保取得」と記載されており、これらの記録は国の記録と一致する。

加えて、A社から提出された申立人に係る「2009 年度給与年間一覧表」によると、申立期間において、申立人は、給与から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案23801 (事案2503及び11998の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から42年9月26日まで
申立期間については、過去二度にわたって脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。
しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から申立期間に係る脱退手当金を受給していないとして過去2回の申立てが行われているところ、申立人が申立期間に勤務をしていたA社B支店の従業員調査の結果から、同社が脱退手当金の代理請求をしていた可能性が高いと考えられること、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、支給額に計算上の誤りが無いこと等から、社会保険事務所(当時)における当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月24日付け及び22年9月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の過去2回の審議結果に納得できないとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、当委員会の過去2回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、B博覧会開催期間中の警備員として採用され、申立期間においては、同博覧会の警備と同博覧会閉幕に伴う残務整理をしていたことは間違いなく、同社の本社又はC支社から給与を受け、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「B博の思い出」(アルバム)及び当時の申立人の所属が記載された名刺並びに申立人の同僚による「申立人は、B博覧会閉幕後も自分と一緒に残務整理を行っていた。」旨の供述から判断すると、申立人は、おおむね申立期間において、A社に警備員として警備及び残務整理に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元従業員から提出された「B博警備隊住所録」に総務担当と記載されている複数の元従業員は、「B博覧会の警備員には複数の雇用形態の者が混在しており、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、期間社員、学生アルバイト、C関係者及びD経験者は加入させておらず、厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨供述し、また、人事担当と記載されている複数の元従業員は、「B博覧会の警備のために入社した者の中には、当初、正社員で入社した者もいたが、期間社員の方が高給であったため身分変更した者も多数いた。申立人のことは知らないが、同博覧会開催直後に厚生年金保険の資格を喪失しているのであれば、身分変更したのではないかと思われる。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の元従業員に照会したところ、資格喪失時において身分変更があったかについては記憶に無いとするものの、申立人と同様、B博覧会の警備員として採用され、同博覧会開催期間中に警備員として勤務してい

たが、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が複数存在することが確認できる。

加えて、A社の現在の人事担当者は、「当時の資料は保存されていないため、申立人の在籍は確認できず、また、当時の厚生年金保険の取扱いも不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23804 (事案 249 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 1 日から 48 年 12 月 15 日まで
② 昭和 59 年 2 月 10 日から 62 年 4 月 10 日まで

前回、申立期間①の一部において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。しかし、申立期間①においては、B社で坑夫として坑内労働に従事していた記憶があるので、改めて調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②においても同社で勤務した記憶があるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、申立人は、申立期間①の一部を含む昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 6 月 1 日までの期間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び申立人の上司等が被保険者であったとする記録が確認できないこと、申立人は 46 年頃入院した際に健康保険証を使ったとしているが、医療機関は保存期間経過のため診療履歴は廃棄処分しており事実関係が確認できないこと、申立人の雇用保険加入記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間①においては、B社で坑夫として坑内労働に従事していた記憶があるので、改めて調査してほしい。」とし、また、「同社においては、申立期間②についても勤務した記憶があるので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、申立期間①及び②において、雇用保険の加入記録によると、申立人がB社で勤務した記録は確認できず、同社の現在の担当者は、「当社で管理する従業員名簿に申立人の氏名は確認できない。また、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述しており、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人が記憶する複数の同僚の被保険者記録を確認することができない上、当該被保険者名簿等の健康保険証の番号又は整理番号に欠番は無いほか、オンライン記録から、当該同僚の所在を特定することができず、申立人の勤務実態等について照会することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②の一部を含む昭和 59 年 8 月 23 日から 60 年 3 月 15 日まで、同年 5 月 1 日から 61 年 4 月 15 日まで、同年 7 月 1 日から 62 年 2 月 12 日まで、同年 3 月 16 日から同年 12 月 17 日まで及び 63 年 1 月 20 日から同年 12 月 22 日までの期間にD社において勤務していたことが確認できることから、同社の元事業主及び複数の従業員に照会したところ、元事業主を含む複数の従業員は、「同社は、B社の下請会社であり、申立人は、D社で、正社員ではなく出来高制の請負の作業員であった。また、同社では、請負作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。なお、申立人が申立期間①で従事したとするE県F町近くの作業とは、G水力発電所のダム水路工事のことであり、当該事業は、59年から62年頃に施工された。」旨供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の一部を含む昭和 47 年 6 月 21 日から 51 年 5 月 28 日までの期間において、H社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立期間②においては、国民年金に加入し、保険料納付済期間又は免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年から51年8月末日まで
② 昭和54年8月から55年1月まで
③ 昭和55年から63年まで

A社、B社及びC社に勤務した申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚及び複数の元従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は死亡しているため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、同社の事務担当者を含む複数の元従業員から、同社における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることはできなかった。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人及び複数の元従業員が記憶する同僚等の被保険者記録は確認できない上、当該被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は当該期間において国民年金に加入し、そのうち、昭和50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、元事業主及び元従業員は申立人を記憶しておらず、申立人のB社における雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入員記録も確認できないことから、申立人の同社における勤務を確認することができない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、社会保険事務

所の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において国民年金に任意加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、オンライン記録及びC社に係る商業・法人登記簿謄本から、事業主の住所を特定することができず、申立人は、同社における同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③のうち、昭和55年5月24日から61年4月1日までの期間において、申立人は、国民年金に任意加入し、そのうち、55年5月から56年12月まで及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付している上、同年4月以降の期間においては、国民年金第3号被保険者に該当していることが確認できる。

加えて、D県E市の回答から、申立人は、申立期間③の大半を含む昭和55年8月27日から平成7年4月22日までの期間、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。